

改正 令和 7 年 1 月 2 2 日 原規規発第2501225号 原子力規制委員会決定

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程を次のように定める。

令和 7 年 1 月 2 2 日

原子力規制委員会

実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準等の一部を改正する等の規程

第 1 条 次の各号に掲げる規程の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

- (1) 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原規技発第1306198号） 別表第 1
- (2) 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（原管 P 発第1306196号） 別表第 2
- (3) 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（原規規発第2308304号） 別表第 3

第 2 条 実用発電用原子炉の運転の期間の延長の審査基準（原管 P 発第1311271号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 4 号。以下「改正法」という。）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（令和 7 年 6 月 6 日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条及び附則第 3 条の規定は令和 7 年 1 月 2 2 日から、第 1 条第 3 号に係る改正規定及び附則第 5 条の規定は実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（令和 7 年原子力規制委員会規則第 1 号。以下「令和 7 年改正規則」という。）の施行の日（令和 7 年 2 月 1 3 日）から施行する。

（実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の一部改正に係る経過措置）

第2条 改正法附則第3条に規定する平成二十四年既設発電用原子炉を設置している者は、施行日前においても、この規程による改正後の実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準（以下「新保安規定審査基準」という。）の規定に適合するための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の24第1項後段の規定による変更の認可の申請をすることができる。

第3条 前条の規定による変更の認可の申請に対する処分については、施行日前においても、新保安規定審査基準の規定の例によることができる。

第4条 附則第2条の規定による変更の認可の申請をした者に対する新保安規定審査基準の適用については、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされなかったときは、当該申請に対する処分があった日又は施行日から起算して6月を経過した日のいずれか早い日までの間は、なお従前の例による。
（実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準の一部改正に係る経過措置）

第5条 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第4号）附則第3条又は令和7年改正規則附則第2項の規定の適用を受ける者については、この規程による改正後の実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準（以下「新長期施設管理計画審査基準」という。）Ⅱ．2．（1）⑤の規定により読み替えて準用する新長期施設管理計画審査基準Ⅱ．2．（1）④の規定中初回の特別点検に関する部分は、適用しない。

別表第1 実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運 転期間 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第9 2条第2項に基づき、実用炉規則第9 2条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>劣化評価への影響を評価した結果</u>を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検	実用炉規則第9 2条第1項第8号ニ 発電用原子炉の運 転期間 1. ・ 2. (略) 3. 実用炉規則第9 2条第2項第1号に基づき、実用炉規則第9 2条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、<u>実用炉規則第8 2条第4項の見直しの結果</u>を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。 4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検

査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

劣化評価への影響を評価した結果の内容は、「「実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準」（原規規発第2308304号（令和5年8月30日原子力規制委員会決定））」を参考として記載していること。

（削る）

5. ～ 7. （略）

実用炉規則第92条第1項第18号	発電用原子炉施設の施設管理
------------------	---------------

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912

査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））」を参考として記載していること。

5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

6. ～ 8. （略）

実用炉規則第92条第1項第18号	発電用原子炉施設の施設管理
------------------	---------------

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号ー7（令和元年12月25日原

257号ー7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 認可を受けた長期施設管理計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。

3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要がある場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

（削る）

子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的の実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの

(削る) <u>4.</u>・<u>5.</u> (略)	<u>規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。)</u>は、申請書に<u>実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)</u>が添付されていること。 <u>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。</u> <u>6.・7. (略)</u>
--	--

別表第2 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準 新旧対照表
(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<u>研開炉規則第87条第1項第8号ニ</u> 発電用原子炉の運転期間 1.・2. (略) 3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、の	<u>研開炉規則第87条第1項第8号ニ</u> 発電用原子炉の運転期間 1.・2. (略) 3. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、の

うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

(削る)

4. ～ 6. (略)

研開炉規則第87条第1項第18号	発電用原子炉施設の施設管理
------------------	---------------

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「核原

うちいずれか短い期間の範囲内で、研開炉規則第51条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。

研開炉規則第77条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。

4. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。

5. ～ 7. (略)

研開炉規則第87条第1項第18号	発電用原子炉施設の施設管理
------------------	---------------

1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子

料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること。

2. 認可を受けた長期施設管理計画（変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの）に定められた劣化を管理するために必要な措置等のうち施設管理として実施すべきものの施設管理方針、施設管理実施計画等への反映に関することが定められていること。

3. 運転開始日から起算して30年を経過した発電用原子炉の運転を相当期間停止する場合においては、発電用原子炉施設の長期的な劣化に関する評価を行い、その結果を適切に考慮した上で、発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置を行うことが施設管理に関する特別な措置として定められていること。また、当該評価の実施後10年を超えない期間ごとに再評価を行うこと及びその期間中に当該評価の際に設定した条件又は評価方法を変更する必要がある場合には当該評価の見直しを行うことが定められていること。

力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号－7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定めていること。

2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、研開炉規則第77条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的実施することが定められていること。

3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。

(削る)	<u>4. 研開炉規則第87条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（研開炉規則第77条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に研開炉規則第77条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。</u>
(削る)	<u>5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考として記載されていること。</u>
<u>4. ・ 5. （略）</u>	<u>6. ・ 7. （略）</u>

別表第3 実用発電用原子炉の長期施設管理計画の審査基準 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
Ⅱ. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項 1. (略) 2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の方法及びその結果 (1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結果	Ⅱ. 長期施設管理計画の審査に当たって確認すべき事項 1. (略) 2. 実用炉規則第113条第1項第5号 劣化評価の方法及びその結果 (1) 通常点検、劣化点検及び特別点検の方法及び結果

①～③ (略)

- ④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る初回の特別点検については、運転開始日から起算して35年を経過する日以降、運転開始日から起算して40年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から起算して40年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から起算して55年を経過する日以降、運転開始日から起算して60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から起算して60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

それ以降の追加点検については、発電用原

①～③ (略)

- ④ 実用炉規則第113条の6第2項第2号に規定する「原子力規制委員会が必要と認める時期」として、初回の特別点検については、運転開始日から35年を経過する日以降、運転開始日から40年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から40年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施していること。

初回の追加点検については、運転開始日から55年を経過する日以降、運転開始後60年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで（運転開始日から60年を経過する日を超えて初めて長期施設管理計画の認可を受けようとする場合は、その長期施設管理計画の始期の5年前以降、当該長期施設管理計画の始期まで）に実施されていること。

それ以降の追加点検については、直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期

子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施していること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

⑤ 上記④の規定は、特定共用施設について準用する。この場合において、同規定中「運転開始日」とあるのは「特定共用施設の供用開始日」と、「経過した日を含む長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「経過する日まで」と、「発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）に係る直近の追加点検の実施結果を踏まえた長期施設管理計画の始期から10年を経過した日を含む長期施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期まで」とあるのは「特定共用施設に係る直近の追加点検の実施後10年を超えない期間ごと」と読み替えるものとする。

⑥ 発電用原子炉施設（特定共用施設を除く。）について、特別点検の実施体制及び実

施設管理計画の始期の5年前から当該長期施設管理計画の始期までに実施されていること。ただし、第113条の6第3項の確認を受けた場合は、当該確認を受けた実施時期に追加点検を実施することができる。

(新設)

⑤ 特別点検及び追加点検の実施体制及び実施手順並びにその点検の対象となる機器又は構

施手順並びに当該特別点検の対象となる機器又は構造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が適切に定められていること。また、特別点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。

特定共用施設に係る特別点検を実施した場合も、同様とする。

(2) ・ (3) (略)

3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第22条に定める監視試験片をいう。）を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある試験（以下「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

①～③ (略)

④ 長期施設管理計画の期間中に特別点検を実施すべき特定共用施設がある場合（当該特別点検が申請に係る発電用原子炉施設と当該特定共用施設を共用する他の発電用原子炉施設において行われる場合を含む。）には、当該特別点検の実施時期及び実施方針（当該特別点検の結果に

造物ごとにそれぞれ点検方法及び実施時期が適切に定められていること。また、特別点検及び追加点検の結果として技術評価に用いる点検等の結果が明らかにされていること。

(2) ・ (3) (略)

3. 実用炉規則第113条第1項第6号 発電用原子炉施設の劣化を管理するために必要な措置（中性子の照射による脆化の影響を確認するため、中性子照射量に応じ、監視試験片（技術基準規則第22条に定める監視試験片をいう。）を用いて長期施設管理計画の期間中に実施する必要がある試験（以下「監視試験」という。）に関する措置を含む。）

①～③ (略)

(新設)

基づく劣化評価の再実施及び当該長期施設管理
計画の変更に関する方針を含む。)が適切に定
められていること。